R7.4.1 改正

（別紙１）建築物省エネ法の完了検査手数料

区　　分			申請手数料金額　（円）
住宅		一戸建て住宅	３，０００
	住戸	１戸	３，０００
		２戸以上～　５戸以下	４，０００
		６戸以上～ １０戸以下	１０，０００
		１１戸以上～ ２５戸以下	１５，０００
		２６戸以上～ ５０戸以下	２３，０００
		５１戸以上～１００戸以下	３６，０００
		１０１戸以上～２００戸以下	３９，０００
		２０１戸以上～３００戸以下	４２，０００
		３０１戸以上～	７７，０００
	共用部分	～３０㎡	２，０００
		３０㎡超～１００㎡	２，０００
		１００㎡超～２００㎡	３，０００
		２００㎡超～５００㎡	５，０００
		５００㎡超～１,０００㎡	１０，０００
		１,０００㎡超～２,０００㎡	１５，０００
		２,０００㎡超～１０,０００㎡	３６，０００
		１０,０００㎡超～５０,０００㎡	４８，０００
		５０,０００㎡超	８８，０００
非住宅	工場等以外	～３０㎡	２，０００
		３０㎡超～１００㎡	２，０００
		１００㎡超～２００㎡	３，０００
		２００㎡超～５００㎡	５，０００
		５００㎡超～１,０００㎡	１０，０００
		１,０００㎡超～２,０００㎡	１５，０００
		２０００㎡超～１０,０００㎡	３６，０００
		１０,０００㎡超～５０,０００㎡	４８，０００
		５０,０００㎡超	８８，０００
	工場等	～３０㎡	１，０００
		３０㎡超～１００㎡	１，０００
		１００㎡超～２００㎡	１，０００
		２００㎡超～５００㎡	１，０００
		５００㎡超～１,０００㎡	２，０００
		１,０００㎡超～２,０００㎡	３，０００
		２０００㎡超～１０,０００㎡	４，０００
		１０,０００㎡超～５０,０００㎡	６，０００
		５０,０００㎡超	６，０００

（注）

・建築物省エネ法の適合義務の対象となる建築物１戸・棟ごとに、建築基準法の完了検査手数料に上乗せして申請してください。（建築基準法第６条の４第１項第３号に掲げる建築物の建築の工事をする場合又は建設住宅性能評価の報告書を添付した場合を除く。）

・複合建築物の場合は、住宅の用途に供する部分の金額に非住宅の用途に供する部分の金額を合算した額としてください。

・共同住宅の共用部分を算出しない方法で評価した場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。